(趣旨)

第1条 この要綱は、清川克雪生活圏における克雪活動を推進し、快適な冬期生活環境を築き、圏域の活性化を図る事業を行う清川克雪推進会議に対し予算の範囲内で令和6年度庄内町清川克雪推進会議助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則(平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象経費)

- 第2条 助成金の交付対象となる経費は、清川克雪推進会議が実施する圏域における克雪活動の推進に関する事業に要する次に掲げる経費とする。
  - (1) 会議費(茶菓代以外の飲食費を除く。)
  - (2) 賃金
  - (3) 燃料費
  - (4) 修繕費
  - (5) 役務費
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、12万円以内の額とする。

(交付申請)

- 第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画書(様式第1号)
  - (2) 収支予算書(様式第2号)

(実績報告)

- 第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業実績書(様式第1号)
  - (2) 収支精算書(様式第2号)

(概算払)

- 第6条 町長は、必要と認めるときは、助成金の概算払をすることができる。
- 2 規則第5条第1項の規定による助成金の交付の決定を受けた清川克雪推進会議は、前項の 規定により概算払を受けようとするときは、令和6年度庄内町清川克雪推進会議助成金概 算払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 事業計画(実績)書

1	目	的			
2	事業内	容			
3	事業費	等			

## 収支予算(精算)書

# 1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

# 2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
<b>=</b> 1		
計	円	

庄内町長宛

住 所 団体名 代表者氏名 電 話

### 令和6年度庄内町清川克雪推進会議助成金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和6年度庄 内町清川克雪推進会議助成金について、令和6年度庄内町清川克雪推進会議助成金交付要綱 第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 交付決定額

円

2 概算払請求金額

- 円
- 3 概算払を必要とする理由
- 4 振 込 先

金融機関名		店名
種 目	普通 • 当座	<ul><li>その他( )</li></ul>
口座番号		
フリガナ		
口座名義		